

とんだばやしし けんり じょうれい
富田林市 こどもの 権利₁ 条例
(とんだばやしし が こどもの 権利₁ に ついて 決めたこと)

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則 (第1条—第3条)

だい しょう けんり だい じょう
第2章 こどもの権利₁ (第4条)

だい しょう けんり ほしょう せきむ やくわり だい じょう だい じょう
第3章 こどもの権利₁を保障するための責務および役割 (第5条—第9条)

だい しょう けんり ほしょう すいしん だい じょう だい じょう
第4章 こどもの権利₁を保障するまちづくりの推進 (第10条—第14条)

だい しょう けんり ようご きゅうさい だい じょう だい じょう
第5章 こどもの権利₁の擁護および救済 (第15条・第16条)

だい しょう じょうれい すいしん だい じょう だい じょう
第6章 条例の推進 (第17条—第19条)

だい しょう ざっそく だい じょう
第7章 雑則 (第20条)

ふそく
附則

*この文章の 一番 最後に、専門的な 言葉の 説明を しています。

例) 権利₁

(こどもが 思っていること)

わたし こどもは、自分の 意見や 思っていることを 受け止めて もらえたら うれしい。そして、私たちが 思っている こんなことが 本当になる まちに したいです。

- 命が 守られ、自分らしく 成長したい。
- 意見や 思っていることを 受け止めて 向き合ってもらいたい。間違っても、「違う」と言うだけでなく、理由も ちゃんと 聞いて ほしい。おたがいの 意見を 話し合っ
て、おとなの 意見も しっかりと 聞きたい。
- 自分に 合った やり方で 学びたい。
- 学校や 地域で、気持ちよく すごしたい。
- 安心して 安全に 遊んだり、楽しんだり、休んだり、喜んだり、学んだり、経験したい。
- いじめ₂や 暴力₃、差別₄、虐待₅、ひいき₆、くらしの差₇がない、私たちに とっ
て すごしやすい 社会に なって ほしい。
- 得意な ことを 活かしたり、心が 落ち着いたり、友達と いっしょに いられるよう
な 安心できる 場所が ほしい。

(おとなに 伝えたいこと)

おとなの みなさん、私たちこどもを いつも 見守って くれて ありがとう。

わたし たちは、しあわ せに すごすために、おとなの みなさんに このようなことを やくそく して ほしいです。

• 私たちには、いろいろな その人らしさが あります。どんな こどもも 理解して、認めて ほしいです。

• 私たちは、おとなと 同じように 自分で 考えることや 意見を 伝えることが できます。でも、考える 時間は ください。そして、おとなは 意見を 聞いて それを にっこり 笑って 受け止めて ほしいです。全部じゃなくて いいです。でも、大事な ことは 聞いて ほしいです。そして、反対する ときは 理由も 教えて ください。

• 私たちが、分かりやすく、楽しい 学習や 教育を 受けたり、気持ちよく 生活したりする 環境を つくって ください。学校じゃなくても 学びやすい 環境を つくって ほしいです。

• 私たちには、好きなことを したり、一人で ゆっくりしたり する 時間も 必要だ ということを 分かって ほしいです。おとなだけじゃなく こどもも みんな 一緒だと 思います。

• 私たちが、どんな 道を選んでも 認めて、一人ひとりに 合わせた 応援を して ほしいです。失敗しても 私たちに とっては とても 大切な 経験です。

• 私たちに いじめ₂や 差別₄、虐待₅など しないで ほしいです。そして 私たちが つらいとき、困っているときに 気づいて 助けて ください。

• おとなの みなさんが 考えて やってくれた ことを、私たちにも 分かるように 教えて ほしいです。

• 私たち みんなに こどもの 権利₁が あります。すべての 人に こどもの 権利₁を 分かって ほしいです。こどもだけや おとなだけではなく、どちらにも 関係がある 大切な ことです。

• おとなの 時代と こどもの 時代は ちがいます。意見を 一方的に 言わないで、こどもに とって、最も よいことを 一緒に 考えてください。

(富田林市や おとなが 心に 決めたこと)

この 条例は、「こどもの 声を 聴く こと」を 通じて、こどもと 一緒に 作りま した。こどもが 話して くれた 気持ちや 願いは、他の ものに かえられない 大切な ものです。私たち 富田林市や おとなは、この 大切な 声を 心に 留めて、こども とともに 進むことを 心に 決めます。

すべての こどもは、権利₁を 持って 地域で くらす 人です。一人ひとりが そのま までの 自分で、自分らしく 生きる ことが できる 大切な 人です。

私たち 富田林市や おとなは、こどもの 権利₁を 守るために、このような ことを やくそく 約束します。

• どのような 理由でも 差別₄されないで 安心して 生き、育つことが できる 環境

を つくります。

- ・こどもの 意見、考え、気持ちを 一生懸命 聴いて、大切に します。
- ・こどもの 権利₁を 理解し、こどもに にとって 最も よいことを 一番 大切に 考えます。

・こどもが 困った ときに、安心して 相談できるように します。

・一人ひとりの こどもの その 人らしさを 大切に します。

・まち全体で こどもを 見守り、応援します。

日本国憲法₈、子どもの権利条約₉、こども基本法₁₀に 基づいて、こどもと ともに、まち全体で こどもの 権利₁を 守る まちを つくります。すべての こどもが 権利₁を持つ 人として 大切に されて、自分らしく、安心して、幸せに 生きることが できる まちを 実現するために、この条例を 決めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての こどもの ために、こどもと ともに、すべての人が お互いの 権利₁を 大切に 守りながら、まち全体で こどもの 権利₁を 守る まちをつかって いくことで、こどもが 権利₁を持つ 人として 大切に 守られて、自分らしく、安心して、幸せに 生きることが できる まちをつくることを 目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この 条例で 使う 下の 言葉の 意味は、この とおりです。

(1) 「こども」とは、富田林市に 住んでいる 人、富田林市で 学んでいる 人、富田林市で 仕事を している 人、活動している 人の中で、まだ 18歳 になって いない 人の ことです。または これらの 人と 同じ 権利₁を 認めることが 適当で ある 人の ことです。

(2) 「保護者」とは、こどもの おとうさん、おかあさん、里親 (いろいろな 理由で 家族と 暮らすことが できない こどもを 自分 の家 に 迎えて 育てる 人)、その ほか の 親の 代わりに こどもを 育てる 人の ことです。

(3) 「市民等」とは、この 人たちの ことです。

ア 富田林市に 住んでいる 人、富田林市で 学んでいる 人、富田林市で 仕事を している 人

イ 富田林市で、個人で 仕事を する人、会社などの 法人や 団体 (これから 「事業者」と います。)

ウ 富田林市で 活動する 個人、法人や 団体

(4) 「^{そだ まな しせつなど}育ち学ぶ ^{しせつなど}施設等」とは、^{とんだぼやし}富田林市にある ^{ほいくしょ}保育所、^{ようちえん}幼稚園、^{にんてい}認定こども園、^{えん がっこう ほか}学校 その他の、^{そだ まな}こどもが ^{かつどう}育ち、^{りよう}学び、^{りよう}活動する ^{りよう}ために ^{りよう}利用する ^{しせつ}施設の ^{りよう}ことです。または ^{とんだぼやし}富田林市で ^{そだ まな}こどもが ^{かつどう}育ち、^{りよう}学ぶための ^{りよう}活動を行う ^{おこな}個人、^{こじん ほうじん}法人 または ^{だんたい}団体の ^{りよう}ことです。

(^{きほんてき}基本的な ^{かんが かつ}考え方)

^{だい じょう}第3条 ^{けんり}こどもの ^{けんり}権利₁を ^{まも}守る ^{した}ことは、^{かんが かつ}下の ^{きほんてき}考え方を ^{かんが かつ}基本的な ^{かんが かつ}考え方と ^しします。

- (1) ^{けんり}こどもは、^{けんり}権利₁を ^も持つ ^{ひと}人です。どのような ^{りゆう}理由でも ^{さべつ}差別₄されません。そのまの ^{じぶん}自分で、^{じぶん}自分らしく ^い生きることが ^{でき}できること。
- (2) ^{あんしん}こどもは、^い安心して ^{そだ}生き、^{そだ}育つことが ^{でき}できること。
- (3) ^{じぶん}こどもは、^{いけん}自分の ^{かんが}意見、^{きも}考え、^{など}気持ち等 (これから「^{いけん}意見等」といいます。)」を ^き聴かれ、^{じゆう}自由に ^{いけん}意見等を ^い言うことが ^{でき}でき、その ^{いけん}意見等が ^{たいせつ}大切に ^{され}されること。
- (4) ^{けんり}こどもは、^{けんり}こどもの ^{けんり}権利₁を ^{りかい}理解され、^{たいせつ}大切に ^{まも}守られ、^{けんり}こどもに ^とって ^{もつと}最も ^{いちばん}よいことを ^{たいせつ}一番 ^{かんが}大切に ^{かんが}考えられること。

^{だい しょう}第2章 ^{けんり}こどもの ^{けんり}権利₁

(^{けんり}こどもの ^{けんり}権利₁の ^{ほしょう}保障 (守ること))

^{だい じょう}第4条 ^{けんり}こどもは ^{けんり}権利₁を ^も持つ ^{ひと}人として、すべての ^{けんり}こどもの ^{けんり}権利₁が ^{まも}守られます。これは ^{にほんこくけんぽう}日本国憲法₈、^{じどう けんり}児童の ^{かん}権利に関する ^{じょうやく}条約 (これから「^{けんり}子どもの ^{けんり}権利 ^{じょうやく}条約」₉と ^いいいます。)、^{きほんほう}こども基本法₁₀に ^{もと}基づいた ^{けんり}権利₁です。

^{した}2 ^{けんり}下の ^{けんり}こどもの ^{けんり}権利₁を ^{まも}守る ^{ぜんたい}ために、^{ちから}まち全体で ^い力を ^{とく}入れて ^{とく}取り組みま ^すす。

- (1) ^{りゆう}どのような ^{りゆう}理由が ^ああっても ^{さべつ}差別₄されない ^{けんり}権利₁
- (2) ^{ぼうりよく}すべての ^{まも}暴力₃から ^{けんり}守られる ^{けんり}権利₁
- (3) ^{じぶん}自分の ^{いけん}意見等を ^き聴かれ、^{じゆう}自由に ^{いけん}意見等を ^い言って、その ^{いけん}意見等が ^{たいせつ}大切に ^{けんり}される ^{けんり}権利₁
- (4) ^{じぶん}自分に ^{かんけい}関係の ^{ある}あることに ^{さんか}参加する ^{けんり}権利₁
- (5) ^{あんしん}安心して ^い生き、^{そだ}育つ ^{けんり}権利₁
- (6) ^{じぶん}そのまの ^い自分で ^{けんり}生きる ^{けんり}権利₁
- (7) ^{しゃかい}社会と ^{つな}つながり、^{ほか}他の ^{ひと}人と ^いともに ^{けんり}生きる ^{けんり}権利₁
- (8) ^{やす}休む・^{あそ}遊ぶ ^{けんり}権利₁
- (9) ^{まな}学ぶ ^{けんり}権利₁
- (10) ^{そうだん}相談する ^{けんり}権利₁

(11) 必要な 応援、協力を してもら 権利₁

第3章 こどもの 権利₁を 保障する ための 責務 (しなければ ならないこと) および 役割

(みんなが しなければ ならないこと)

第5条 富田林市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、こどもの権利₁を 知り、理解し、大切に して、守ります。

2 富田林市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、こどもに 意見等を 聴きます。こどもの 年齢、発達と 状況に あわせて、こどもの 意見等を 大切に して、こどもにとって 最も よいことを 一番 大切に 考えます。

3 すべての 人は、こどもに、いじめ₂、差別₄、虐待₅、体罰 (たたく、長い時間 たたせるなど)、正しくない 方法で 指導すること、性暴力 (性的に 心や 体を 傷つけること)、経済的搾取 (こどもを 無理に 働かせたり、お金を 奪うこと)、その他 の あらゆる こどもの 権利₁侵害 (奪うこと) (これから「こどもの 権利侵害₁₁」と います。)を 行っては いけません。

4 富田林市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、こどもが 安心して 生き、育つこと が できるように、まち全体で こどもを 見守り、応援します。

(富田林市が しなければ ならないこと)

第6条 富田林市は、こどもに 関係する 事業を 全体的に 行います。保護者、市民等、育ち学ぶ施設等と 協力して、こどもの 権利₁を 守る まちをつくる 責任が あります。

2 富田林市は、関係の ある 団体と 協力し、こどもの 権利₁が 奪われることを 防ぎます。また、こどもの 権利₁が 奪われたときは、解決できるように 助けます。

3 富田林市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等が それぞれの 役割を 行うことが できるように応援します。

(保護者の 役割)

第7条 保護者は、一番 責任を 持って こどもを 育てなければ なりません。保護者は こどもの 権利₁を 理解し、大切に して、こどもにとって 最も よいことを 一番 大切に 考えます。こどもが 安心して 生きることが できる 環境を こどもと ともに つくって いきます。

2 保護者は、こどもを 育てること、家庭の 悩みや 困ったことについて、富田林市、育ち学ぶ施設等や 関係する 団体に 相談したり、助けて ほしいと 言うことが できます。

3 保護者は、富田林市、市民等、育ち学ぶ施設等とつながって、こどもの権利₁を守るまちをつくっていくことを考え、協力していきます。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、こどもの権利₁を守るまちをつくることに協力します。

2 会社は、そこで働く人が仕事もこどもを育てることもうまくできて、こどもの権利₁を守ることができるような会社の環境をつくるように努力します。

(育ち学ぶ施設等の役割)

第9条 育ち学ぶ施設等は、勉強、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境と機会をつくります。

2 育ち学ぶ施設等は、富田林市、保護者、市民等と協力して、こどもの権利₁を守るまちをつくっていきます。

3 育ち学ぶ施設等は、関係する団体等と協力し、こどもの権利₁が奪われることを防ぎます。こどもの権利₁が奪われた時は解決するように助けます。

第4章 こどもの権利₁を保障する(守る)まちづくりの推進(すすめること)

(こどもの権利₁を広く知らせることと理解を深めてもらうこと)

第10条 こどもは、子どもの権利条約₉とこの条例について、知ることができま

す。

2 こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等、市役所で働く人は、こどもの権利₁について深く理解して関心を持つことが大切です。そのために富田林市は、子どもの権利条約₉とこの条例について積極的に広く知らせます。また理解を深める機会をつくります。

3 富田林市は、こどもがこどもの権利₁について学ぶいろいろな機会をつくり

ます。

4 富田林市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等と市役所で働く人が、こどもの権利₁について知るいろいろな機会をつくります。

5 富田林市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等が、こどもの権利₁について理解して関心を深めるように、富田林市こどもの権利の日を決めます。

6 富田林市こどもの権利の日は、11月20日です。

(こどもの権利₁が奪われることを防ぐことと解決するように助けること)

第11条 1 子どもの権利が奪われたとき、または奪われそうなときは、必要な応援をしてもらうことができます。

2 富田林市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、子どもの権利が奪われることを防ぎ、子どもの権利が奪われそうなときは、それを早く見つけるように努力します。

3 富田林市、育ち学ぶ施設等は、子どもの権利を奪われた子どもに合った方法で速く助けるため、関係する団体と協力して、必要な応援を行います。

4 富田林市、育ち学ぶ施設等は、そこで働く人等が前に書いてある応援をするために必要ないろいろなことを学ぶ機会をつくれます。

(子どもの意見を言うことと参加すること)

第12条 1 1 子どもの自由な自分の意見等を言うことができ、自分に関係することに参加することができます。

2 2 子どもの意見等を言うために、必要な情報を教えてもらったり、意見等をまとめるために協力してもらうことができます。

3 3 富田林市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、子どもに無理に意見等を言わせることはできません。また、意見等を言ったために子どもに困ったことが起きないようにしなければなりません。

4 4 富田林市は、子どもに関係することについて、子どもが意見等を言うことができる機会をつくれます。

5 5 富田林市は、子どもに関係する事業の計画を立てたり、行った結果がよかったかどうか判断するときは、子どもに意見等を聴き、子どもが意見等を言っ、話し合いに参加できる機会をつくれます。

6 6 富田林市は、前の5に書かれた内容の機会をつくるときは、子どもの年齢、発達、状況を考え、いろいろな方法で行います。

7 7 富田林市は、子どもの意見等を大切に、子どもに関係する計画や事業に子どもの意見等を取り入れるように努力します。

8 8 富田林市は、子どもの意見等に、富田林市の考えや意見等を子どもに伝える機会をつくれます。

9 9 保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、子どもに関係することについて、子どもが意見等を言うことができる機会をつくるように努力します。

(子どもの相談)

第13条 1 1 子どもの悩んだとき、困ったとき、また意見等について、遠慮しないで相談することができます。

2 2 富田林市は、子どもが遠慮しないで安心して相談できる機会をつくれます。

3 富田林市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、子どもが遠慮しないで安心して相談できる環境をつくるために努力します。

4 子どもに相談された人は、子どもの権利₁を守ったり子どもを助けるとき以外は、相談の秘密を守らなければなりません。

(子どもの権利₁を守る事業をすすめること)

第14条 富田林市は、ひとりも残さないですべての子どもが権利₁を守られ、地域とつながるように、子どもの貧困_{1,2}を防ぎ、子どもの貧困_{1,2}をなくすための行動をすすめます。

2 富田林市は、子どもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりして、安心して自分らしくいられるいろいろな場所をつくります。

3 富田林市は、一人ひとりの子どもの心と体の様子、子どもの生活や環境にあわせて、子どもが希望する形で学ぶことができるいろいろな環境をつくります。

4 富田林市は、子どもの生活や状況にあわせて、一人ひとりの子どもにあつた応援をします。

5 富田林市は、保護者が子どもの権利₁を守ることができるように、それぞれの家族にあつた応援をします。

6 富田林市は、子どもの権利₁を守るために、市民等、育ち学ぶ施設等と協力します。また、子どもの権利₁を守るための活動を応援します。

第5章 子どもの権利の擁護(守ること)と救済(解決できるように助けること)

(富田林市子どもの権利₁擁護(守り、助けること)委員会をつくること)

第15条 富田林市は、富田林市長が求める仕事をする団体として、富田林市子どもの権利擁護委員会(これから「擁護委員会」といいます。)をつくります。

擁護委員会は、子どもの権利₁を守り、子どもの権利₁が奪われることを防ぎ、子どもの権利₁が奪われたときに解決できるように助けます。

2 擁護委員会は、第3条に基づいて、子どもの権利₁を守り、子どもの権利₁が奪われることを防ぎ、子どもの権利₁が奪われたときに解決できるように助けるために、下に書かれた仕事をします。

(1) 相談があつたとき、必要な応援をすること。

(2) 申請があつたときや擁護委員会が必要だと考えたとき、内容を調べたり、調整すること。

(3) 前の(2)のとおり、調べたり調整した結果、擁護委員会が必要だと

- 考えたときは、関係のある人に「こうしたほうがよい」と勧めたり、意見を言ったり、「このようにしてください」と強くお願いすること。
- (4) 規則をもっとよくすることなどの意見を富田林市に言うこと。
- (5) こどもの権利₁と擁護委員会について、広く知らせて学んでもらうこと。
- 3 擁護委員会は、3人までの委員で仕事をします。
- 4 富田林市長が、下の条件にあう人の中から擁護委員を選びます。
- (1) こどもの権利₁について詳しく知っていて、正しい判断ができる人。
- (2) 第15条の2の(1)(2)(3)(4)(5)の擁護委員会の仕事(これから「擁護委員会の仕事」といいます。)をして得をしたり損をすることがない人。
- 5 委員の仕事の期間は、委員になった日から3年間です。仕事の期間が終わった後にまた委員になることができます。委員が3年になるまでにやめたときは、次の人を選びます。次の人は、前の人の残った期間だけ仕事をします。
- 6 下の理由のとき、富田林市長は委員をやめさせることができます。
- ・委員が病気やけがのために仕事をすることができないとき。
 - ・委員が仕事をするために必要なことを守らないとき。
 - ・法律を守らなかったり、社会的に悪いことをしたとき。
- 7 委員は、擁護委員会の仕事をするとき、下のことを守らなければなりません。
- (1) こどもの権利を守り助ける人として、こどもに意見等を聴き、こどもにとって最もよいことを行うように努力すること。
- (2) 関係する団体、関係する人と協力して、仕事が順調にすすむように努力すること。
- (3) 仕事で知った秘密を他の人に言わないこと。委員の仕事が終わった後も言っては いけません。
- 8 擁護委員会に委員長をおきます。委員長は委員同士で決めます。
- 9 委員長は、委員会のすべての事務をまとめて管理します。委員長は、擁護委員会を代表します。
- 10 委員長が事故や病気になったとき、委員長がいなくなったときは、委員長が先に決めておいた委員が、委員長の代わりにその仕事をします。
- 11 富田林市は、擁護委員会が自分たちの判断や責任で仕事をするのを認めなければなりません。
- 12 富田林市は、擁護委員会が仕事を行うことについて、積極的に協力しなければなりません。

13 保護者、市民等、育ち学ぶ施設等は、擁護委員会が 仕事を 行うことについて、積極的に 協力するよう 努力します。

14 富田林市は、擁護委員会から 第15条の2の(3)、(4)に 書かれている とおり、このように したほうが よいと 勧められた 場合は、これを 大切に 守り、必要な 対策を 行います。

15 擁護委員会は、毎年、活動状況等を 市民等と 市長に 報告します。市長は、その 報告を 発表します。

(相談・調査専門員)

第16条 富田林市長は、擁護委員会が 仕事を 順調に 行う ために、こどもの 権利に 関係する 相談・調査専門員(相談を 受けたり、調査を 行う 専門の 人)(これから「相談・調査専門員」といいます。)を 置きます。

2 相談・調査専門員は、擁護委員会と しっかり つながって 協力し、擁護委員会の 仕事を 応援します。

第6章 条例の 推進(進めて いくこと)

(計画)

第17条 富田林市は、こどもに 関係する 事業を 全体的に 進めるための 計画(これから「こども計画」といいます。)を 決めます。

2 こども計画は、こども基本法第10条の2で 決められた こどもに 関係する 事業 についての 計画の ことです。

3 富田林市は、こども計画を つくるために、第12条の5に 書いて ある とおり、こどもに 意見等を 聴き、こどもが 意見等を 言い、参加できる 機会を つくり ます。

4 富田林市は、こども計画で、この 条例を 進めて いくために 必要な ことを 決めます。

5 富田林市は、この 条例の 内容を 進めて いくため、定期的に、こどもの 状況に ついて 調査し、その結果を 発表します。

(評価(判断)と 検証(調べて 確かめること))

第18条 富田林市は、こども計画が 順調に うまく 行われて いるか 判断し、調べて 確かめます。

2 富田林市は、こども計画を 判断したり、調べて 確かめる とき、富田林市子ども・子育て会議に 相談して、意見を 聴きます。

3 富田林市は、こども計画を 判断したり、調べて 確かめる とき、第12条の5に

より、こどもに 意見等を 聴き、こどもが 意見等を 言い、または 参加できる 機会を つくります。

- 4 富田林市は、こども計画が 順調に うまく 行なわれて いるか 判断したり、調べて 確かめた 結果を 発表します。また、必要な ときは、こども計画が もっと よくなるように 変えます。

(関係する 団体との 協力 として 事業と 計画との 整合 (合っ ていること))
第19条 富田林市は、こどもの 権利₁を 守るための 事業が 正しく 順調に できる ように、関係の ある 団体と 協力します。

- 2 富田林市は、こどもに 関係する 仕事を 進めたり、計画を つくるときに、こどもの 権利₁が 正しく 順調に 守られる ように、この 条例の 内容に 合わせて 進めます。

第7章 雑則 (その 他の 規則) (委任)

第20条 この 条例で 決めたこと の 他に、この 条例を 実行する ために 必要な ことは、富田林市長が 別に 決めます。

附 則
この 条例は、2026年7月1日 から 行います。ただし、第5章の 規定は、公布の 日 (市民に この 条例を 知らせた 日) から 2年までの 間に、規則で 決める 日から 行います。

<専門的な 言葉の 説明>

権利₁ 自分の 考えで 自由に 行い、他の人に 要求する ことができる 資格 があること。

いじめ₂ 相手の 心や 体を 傷つけること

暴力₃ ながる、ける、話を 聞かない、大きな声で どなるなど して、心や 体

を 傷^{きず}つけること

差別^{さべつ}₄ 違^{ちが}いを 理^り由^{ゆう}に 公^{こう}平^{へい}に されないで 低^{ひく}く 扱^{あつか}われること

虐待^{ぎやくたい}₅ 家^か族^{ぞく}や おとなが こどもの 心^{こころ}や 体^{からだ}に 暴^{ぼう}力^{りょく}を ふるう こと

ひいき₆ 一^{いち}部^ぶの 人^{ひと}だけを 応^{おう}援^{えん}したり 特^{とく}別^{べつ}な 扱^{あつか}いを すること

くらしの 差^さ₇ 生^うまれ 育^{そだ}った 環^{かん}境^{きょう}の 違^{ちが}いに よって、できること できないこと

が あること

日本^{にほん}国^{こく}憲^{けん}法^{ぽう}₈ 日本^{にほん}の 国^{くに}の 中^{なか}で 最^もも 基^き本^{ほん}に なる 法^{ほう}律^{りつ}

子^こどもの 権^{けん}利^り条^{じょう}約^{やく}₉、 すべての こどもが 持^もつ 権^{けん}利^りを 守^{まも}るために 国^{こく}際^{さい}的^{てき}に 決^きめた こと

こども基^き本^{ほん}法^{ぽう}₁₀ こどもが 幸^{しあわ}せに くらせるように、 日本^{にほん}で 行^{おこな}う 計^{けい}画^{かく}や 仕^し事^{ごと}

に ついて 決^きめた 法^{ほう}律^{りつ}

権^{けん}利^り侵^{しん}害^{がい}₁₁ 権^{けん}利^りを 奪^{うば}われること、 権^{けん}利^りが 守^{まも}られないこと

こどもの 貧^{ひん}困^{こん}₁₂ お金^{かね}が ないことが 理^り由^{ゆう}で、 こどもが 十^{じゅう}分^{ぶん}に 食^たべられない、 教^{きょう}育^{いく}を

受^うけることができない、 一^{ひとり}人^りで 家^{いえ}に いる 時^じ間^{かん}が 長^{なが}いなど、 生^{せい}活^{かつ}に 困^{こま}ること